

東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会設置要綱

(設置)

第1条 東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下「会議」という）から付託される事項を検討するため東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会（以下「小委員会」という）を置く。

(業務)

第2条 この小委員会は、東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱第2条に掲げる所掌事項に関し、特定の事項を検討する。

(組織)

第3条 小委員会は次の各号に掲げる者13名以内の委員で組織する。

- 2 松戸市医師会、流山市医師会、我孫子医師会、野田市医師会、柏市医師会の会長及び各医師会長が指名する1名。
- 3 松戸健康福祉センター、野田健康福祉センター、柏市保健所より各1名。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、松戸健康福祉センター長が指名する。
- 3 委員長は、小委員会の議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときのほか、議事の内容により委員長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副委員長がその職務を代理する。

(小委員会)

第5条 小委員会は、松戸健康福祉センター長が必要に応じ招集し、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

- 2 小委員会は非公開とし、次回の会議において、委員長は協議結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 小委員会の庶務は、松戸健康福祉センター（保健所）において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が松戸健康福祉センター長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。